

東峰村の財政事情

平成30年度一般会計・特別会計決算概要
令和元年度一般会計・特別会計上半期予算執行状況



地方自治法第243条の3第1項、地方公営企業法第40条の2第1項及び東峰村「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定に基づき、本村の財政事情を公表します。

東峰村長 澁谷博昭

一般会計歳入 51億2,214万円

(単位：万円)

| 種 別 | 科 目 | 30年度決算額 | 29年度決算額 | 前年比(%) |
|---------------|-----------------|---------|---------|--------|
| 自主財源 20.5% | 村 税 | 15,326 | 15,116 | 1.4 |
| | 分 担 金 及 び 負 担 金 | 7,386 | 6,557 | 12.6 |
| | 繰 入 金 | 30,237 | 49,076 | △ 38.4 |
| | 繰 越 金 | 19,553 | 14,543 | 34.4 |
| | 諸 収 入 | 25,037 | 24,560 | 1.9 |
| | そ の 他 自 主 財 源 | 7,422 | 23,287 | △ 68.1 |
| 依存財源 79.5% | 地 方 交 付 税 | 178,326 | 208,152 | △ 14.3 |
| | 国 庫 支 出 金 | 113,668 | 65,764 | 72.8 |
| | 県 支 出 金 | 53,801 | 17,485 | 207.7 |
| | 村 債 | 55,629 | 32,896 | 69.1 |
| | そ の 他 依 存 財 源 | 5,829 | 5,821 | 0.1 |
| | 合 計 | 512,214 | 463,257 | 10.6 |

○自主財源とは？

…東峰村が自らの権限で確保した財源です。

主なものとしては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの村税（1億5,326万円）があげられます。

分担金・負担金には、保育料や施設型給付費、介護予防事業の負担金などがあります。

繰越金（1億9,553万円）のうち約9,674万円は、前年度からの繰越事業の財源に充てられています。

その他にも、ケーブルTV使用料や、いずみ館や村民センター等の施設の使用料や村有地の貸付料、住民票や印鑑証明などの発行手数料、村の貯金である基金の利息収入などがあります。

また、東峰村への寄付金は、平成29年7月九州北部豪雨・平成30年7月西日本豪雨に係る一般寄附金及びふるさと納税などにより3,159万円となりました。

○依存財源とは？

…国や県により、特定の事業に実施にあたり定められた額を交付されたり割り当てられたりする収入や、村債（村の借金）です。

主なものとしては、地方交付税（17億8,326万円）があげられます。これは地方公共団体が地域性や財政の状況に左右されず等しく行政サービスを行えるよう、一定の基準により国が交付するものです。

国庫支出金（11億3,668万円）のうち約10億1,812万円については、公共土木施設・農林水産業施設災害復旧事業に対して交付を受けています。また、岩屋キャンプ場コテージ等改修工事に係る地方創生推進交付金として4,025万円の交付を受けています。

県支出金（5億3,801万円）のうち、約4億735万円については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（1億8,608万円）、林業施設災害復旧費県単事業費（1億7,262万円）等に対し交付を受けています。

村債（5億5,629万円）については、定住促進住宅（中原団地）建設事業に対する借入れ（2億1,370万円）、公共土木施設・農林水産業施設等災害復旧事業に対する借入れ（1億8,040万円）や道の駅第2販売所設置事業に対する借入れ（2,190万円）、地方交付税不足分を補てんする借入である臨時財政対策債の借入れ（5,099万円）等があげられます。

一般会計歳出 48億463万円

(単位：万円)

| 科 | 目 | 30年度決算額 | 29年度決算額 | 前年比(%) |
|---|---------|---------|---------|--------|
| 議 | 会 費 | 4,579 | 4,554 | 0.5 |
| 総 | 務 費 | 104,321 | 94,243 | 10.7 |
| 民 | 生 費 | 49,470 | 52,027 | △ 4.9 |
| 保 | 健 衛 生 費 | 13,829 | 38,643 | △ 64.2 |
| 労 | 働 費 | 0 | 0 | - |
| 農 | 林 水 産 費 | 13,364 | 14,535 | △ 8.1 |
| 商 | 工 費 | 10,501 | 10,387 | 1.1 |
| 土 | 木 費 | 48,769 | 57,221 | △ 14.8 |
| 消 | 防 費 | 13,771 | 11,716 | 17.5 |
| 教 | 育 費 | 8,591 | 8,126 | 5.7 |
| 災 | 害 復 旧 費 | 189,100 | 121,245 | 56.0 |
| 公 | 債 費 | 22,039 | 20,658 | 6.7 |
| 諸 | 支 出 金 | 2,129 | 10,349 | △ 79.4 |
| 予 | 備 費 | 0 | 0 | - |
| 合 | 計 | 480,463 | 443,704 | 8.3 |

○29年度決算と比較して特徴的なもの

- ・ 総 務 費 …災害派遣職員受け入れ・任期付職員の採用により支出が増加しました。
- ・ 民 生 費 …災害弔慰金等の災害救助費の支出が減少しました。
- ・ 保健衛生費 …災害等廃棄物処理事業の支出が減少しました。
- ・ 農林水産費 …農山村活性化事業（ライスセンター連絡道工事）が完了し支出が減少しました。
- ・ 商 工 費 …観光施設整備事業（道の駅小石原第2販売所設置事業）により支出が増加しました。
- ・ 土 木 費 …災害に係る道路維持費の支出が減少しました。
- ・ 災害復旧費 …平成29年7月の九州北部豪雨に係る災害復旧事業（繰越明許費）により支出が増加しました。
- ・ 諸 支 出 金 …簡易水道災害復旧事業に係る簡易水道事業特別会計繰出金の支出が減少しました。

特別会計の決算状況

○特別会計は、特定の事業を行うにあたり、特定の収入をもって、特定の支出に充て、一般会計から分離して別に経理を行う会計です。

東峰村では、簡易水道事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療について、特別会計による経理を行っています。

○歳入 (単位：万円)

| 会計の名称 | 30年度決算額 | 29年度決算額 | 前年比 |
|--------------|---------|---------|--------|
| 簡易水道事業特別会計 | 19,527 | 28,759 | -32.1% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 32,755 | 41,535 | -21.1% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3,945 | 3,951 | -0.2% |
| 合計 | 56,227 | 74,245 | -24.3% |

○歳出 (単位：万円)

| 会計の名称 | 30年度決算額 | 29年度決算額 | 前年比 |
|--------------|---------|---------|--------|
| 簡易水道事業特別会計 | 19,517 | 28,759 | -32.1% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 32,752 | 41,528 | -21.1% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3,930 | 3,909 | 0.5% |
| 合計 | 56,199 | 74,196 | -24.3% |

○収支 (単位：万円)

| 会計の名称 | 30年度決算額 | 29年度決算額 | 前年比 |
|--------------|---------|---------|--------|
| 簡易水道事業特別会計 | 10 | 0 | 皆増 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 3 | 7 | -57.1% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 15 | 42 | -64.3% |
| 合計 | 28 | 49 | -42.9% |

各特別会計について、適正な運営により赤字決算となることはありませんでした。



財政健全化判断比率の状況

○自治体全体の財務状況が健全な状態であるかどうかを判断するための4つの指標「健全化判断比率」が法律により定められています。

| 区 分 | | 30年度決算 | 29年度決算 | 早期健全化基準 (黄信号) | 財政再生基準 (赤信号) |
|---------|---------|-----------|-----------|------------------|-----------------|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率 | - (黒字) | - (黒字) | 15.0% | 20.0% |
| | 連結赤字比率 | - (黒字) | - (黒字) | 20.0% | 40.0% |
| | 実質公債費比率 | 5.5 | 6.1 | 25.0% | 35.0% |
| | 将来負担比率 | - (黒字) | - (黒字) | 350.0% | - |
| 資金不足比率 | | - (黒字) | - (黒字) | 経営健全化基準 20.0% | |

東峰村は、赤字等は発生しておらず、また将来負担すべき負担にも備えがあるといえるでしょう。ただ、実質公債費率については、全国平均（H29決算：6.4）に比較すると、少し低い傾向にあります。今後も実質公債費率は減少の傾向にありますが、補助金や交付金を重点的に活用するなどし、借入金を減少させることに努めます。

○用語について

- 実質赤字比率 ^{※1} 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^{※1}に対する比率のことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- 連結赤字比率 公営企業会計（簡易水道事業特別会計）を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、全ての会計の赤字や黒字を合計し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
- 実質公債費比率 公債費（村の借入金）の返済額が標準財政規模に占める割合です。
- 将来負担比率 村の実質的な将来負担額（借入金残高や、村の全職員が退職すると仮定した場合の負担見込等）が標準財政規模に占める割合です。

※1 標準財政規模…自治体の標準的な一般財源を示すもので、東峰村では13億8,264万円となっています。

- 資金不足比率 村の公営企業（簡易水道事業）に赤字が生じた場合、その額が事業規模に占める割合です。

令和元年度上半期執行状況(一般会計)

平成31年4月1日～9月30日までの一般会計の予算執行状況をお知らせします。

○歳入 (単位：万円)

| 科 | 目 | 予算額 | 収入額 | 執行率 |
|-------|---------------|---------|---------|--------|
| 村 | 税 | 14,581 | 10,592 | 72.6% |
| 分 | 担 金 及 び 負 担 金 | 8,488 | 1,135 | 13.4% |
| 繰 | 入 金 | 88,096 | 24,000 | 27.2% |
| 繰 | 越 金 | 31,751 | 31,751 | 100.0% |
| 諸 | 収 入 | 24,079 | 1,670 | 6.9% |
| そ の 他 | 自 主 財 源 | 7,521 | 2,289 | 30.4% |
| 地 方 | 交 付 税 | 141,778 | 85,373 | 60.2% |
| 国 庫 | 支 出 金 | 224,868 | 1,966 | 0.9% |
| 県 | 支 出 金 | 76,843 | 710 | 0.9% |
| 村 | 債 | 112,413 | 0 | 0.0% |
| そ の 他 | 依 存 財 源 | 6,170 | 2,800 | 45.4% |
| 合 | 計 | 736,588 | 162,286 | 22.0% |

本年度の9月末日現在の歳入予算の執行状況は、22.0%となりました。

村債について、現在のところ0%となっていますが、年度末に借入を行っています。

国庫支出金、県支出金の収入割合が少ないのは、事業完了後に支払われるためです。

○歳出 (単位：万円)

| 科 | 目 | 予算額 | 支出額 | 執行率 |
|-----|-------|---------|---------|-------|
| 議 | 会 費 | 4,735 | 2,394 | 50.6% |
| 総 | 務 費 | 131,703 | 43,092 | 32.7% |
| 民 | 生 費 | 48,487 | 16,114 | 33.2% |
| 保 健 | 衛 生 費 | 19,836 | 6,439 | 32.5% |
| 農 林 | 水 産 費 | 30,193 | 1,535 | 5.1% |
| 商 | 工 費 | 15,936 | 3,565 | 22.4% |
| 土 | 木 費 | 66,004 | 2,223 | 3.4% |
| 消 | 防 費 | 21,415 | 4,187 | 19.6% |
| 教 | 育 費 | 16,067 | 3,171 | 19.7% |
| 災 害 | 復 旧 費 | 352,811 | 62,919 | 17.8% |
| 公 | 債 費 | 25,659 | 12,501 | 48.7% |
| 諸 | 支 出 金 | 3,242 | 0 | 0.0% |
| 予 | 備 費 | 500 | 0 | 0.0% |
| 合 | 計 | 736,588 | 158,140 | 21.5% |

本年度の9月末日現在の歳出予算の執行状況は21.5%となりました。

農林水産費、土木費及び災害復旧費について支出割合が少ないのは、事業完了後に支払を行うためです。

令和元年度上半期執行状況(特別会計)

平成31年4月1日～9月30日までの特別会計の予算執行状況をお知らせします。

○歳入 (単位：万円)

| 会計の名称 | 予算額 | 収入額 | 執行率 |
|---------------|--------|--------|-------|
| 簡易水道事業特別会計 | 14,642 | 1,787 | 12.2% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 32,367 | 16,040 | 49.6% |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 4,121 | 1,045 | 25.4% |
| 合計 | 51,130 | 18,872 | 36.9% |

○歳出 (単位：万円)

| 会計の名称 | 予算額 | 支出額 | 執行率 |
|---------------|--------|--------|-------|
| 簡易水道事業特別会計 | 14,642 | 5,927 | 40.5% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 32,367 | 14,464 | 44.7% |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 4,121 | 2,265 | 55.0% |
| 合計 | 51,130 | 22,656 | 44.3% |

9月末日現在の特別会計の予算執行状況は上記のとおりです。



村債(借金)と基金(貯金)の状況

村の借金は平成30年度末現在で、一般会計では29億1,208万円（うち貸付金325万円）で、村民のみなさん1人あたりの借金の額に換算すると約137万円になります。ただし、借金の中には、返済額の多くが地方交付税（国からの交付金）で返ってくるものが大半を占めるため実質的にはその3割程度となります。

一方、平成30年度末の村の貯金残高は、34億9,080万円で、村民のみなさん1人あたり約165万円になります。

1人あたりの借金137万円と貯金165万円を比較すると、28万円貯金が多いことがわかります。

村では、こうした借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析をしながら効率的な財政運営に努めています。

東峰村人口：2,119人
（平成31年3月31日現在）

○基金の運用の状況について

村では、基金について安全で確実である、国債や地方債、社債や定期預金等により運用しております。

・運用状況について

（単位：万円）

| 運用状況・種別 | 運用額 | 比率(%) |
|------------|---------|--------|
| 民間金融機関定期預金 | 210,360 | 60.3% |
| 地方債等 | 51,000 | 14.6% |
| 利付国債 | 33,000 | 9.4% |
| 民間金融機関普通預金 | 54,720 | 15.7% |
| 運用額合計 | 349,080 | 100.0% |



東峰村の財政事情
令和元年11月発行